

令和5年度第2回水道水質検査法検討会 議事要旨

1 日時

令和6年1月31日（水）13：30～17：45

2 場所

オンライン会議

3 出席者（敬称略）

委員 五十嵐良明（座長）、小坂浩司、小林憲弘、神野透人、鈴木俊也、高木総吉、
高見澤雅彦、中村弘揮、林幸範、広木孝行、宮田雅典
事務局 柳田貴広、関塚達也、川本逸平
（以上、厚生労働省健康・生活衛生局水道課水道水質管理室）

4 議題

- （1）検査方法告示の改正について
- （2）その他の検査法の改正について
- （3）その他

5 議事

- （1）検査方法告示の改正について

○検査方法告示の改正事項について

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）について所要の改正を行うことについて、令和5年11月24日から令和5年12月25日までの間、意見募集を行った結果、12件の意見が寄せられたが、原案のとおり改正を行うことが了承された。

○金属分析の前処理の自動化及びICP-MSによる水銀分析について

自動前処理－誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）を用いる水銀を含む金属類の一斉分析法について提案があったが、現行ICP-MSを用いる検査法で水銀を含めて測定できるか検討した上で判断することとした。

○シアン化物イオン及び塩化シアンの検査における発色液の代替溶媒について

別表第12で試薬として規定される発色液について、調製に用いる溶媒としてエタノールが使用可能であることが報告された。今後告示の改正に向けて検討することが了承された。

○全有機炭素（TOC）の連続自動測定法について

分析機器メーカーの検証結果を踏まえて、それぞれの連続自動測定装置について検査精度等を確認し、引き続き検討を行うこととなった。

- （2）その他の検査法の改正について

○PFOS・PFOAの検査方法について

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査方法におけ

る課題の整理と見直しの方向性を確認した。

(3) その他

○検査方法告示の質疑応答集について

検査方法告示の質疑応答集について、検査方法告示に係る質疑応答集に追加する事項について了承された。

○水道法第 34 条の 2 の規定に基づく簡易専用水道の定期の検査について

簡易専用水道における定期の検査（法定検査）について、デジタル技術を用いることで検査頻度の緩和等が可能かどうか検討し、以下のとおりとなった。

- ①デジタル技術を活用したとしても、簡易専用水道の設置者自らが施設を適切に管理することは難しい。
- ②簡易専用水道施設の管理状況を第三者が確認する仕組みがあることで、施設の劣化状況等に気付くことができる。
- ③現在の簡易専用水道施設の管理状況を考慮すると最低限年 1 回程度（現状維持）は検査が必要と考えられる。